

証券コード 5534
2025年11月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月5日

株 主 各 位

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢1丁目1番15号
株式会社エンゼルグループ
代表取締役社長 新保光栄

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第5回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

・当社ウェブサイト <https://www.angel.co.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

・東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年11月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案につき賛成と取り扱います。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午後3時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町二丁目10番1号 東京交通会館
地下2階 第二会議室 A

3. 目的事項

報告事項 1. 第5期（自2024年9月1日至2025年8月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（自2024年9月1日至2025年8月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬（非金銭報酬）枠の改定の件

お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご返送くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）新保光栄氏、安藤敏幸氏、田中耕介氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。また、朱宮喜長氏は2023年12月1日に当社執行役員に就任されております。さらに、徳畠哲司氏は2024年8月末に一度退任され、2025年2月1日に社員として再度入社し、同月14日に執行役員に就任されております。

つきましては、引き続き当社の経営に携わっていただきため、現任取締役3名の再任と、朱宮喜長氏及び徳畠哲司氏の新任により、下記5名を取締役として選任いたしました、ご承認をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況
1	(再任) しんぼ こうえい 新保 光栄 (1962年9月26日生) 2,509,900株	1985年4月 野村證券株式会社入社 1988年6月 上越リゾート株式会社（現株式会社エンゼル不動産） 代表取締役就任(現任) 2020年9月 当社 代表取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 瀧澤酒造株式会社（現苗場酒造株式会社） 代表取締役 株式会社エンゼルフォレストレスリゾート 取締役会長 有限会社ジパング 取締役 株式会社エンゼルホテルズ 代表取締役 (注) 上記のうち有限会社ジパングについては私的資産管理を目的とする小規模会社であり、当社との取引はありません。
【取締役候補者とした理由】		同氏は、創業より当社グループの代表取締役に就任し、強いリーダーシップを発揮してグループ全体の経営を統括してきております。 以上のことから、引き続き当社グループの経営において重要事項の意思決定及び監督ができる人材と判断し取締役候補者として適任と考えております。
2	(再任) あんどう としゆき 安藤 敏幸 (1976年8月31日生) 189,000株	1994年4月 房総石油販売株式会社入社 1997年11月 株式会社ひまわり （現株式会社エンゼル不動産）入社 2020年9月 当社 取締役副社長就任（現任）
【取締役候補者とした理由】		同氏は、創業間もない時期より当社グループの取締役に就任し、事業分野における豊富な経験及び業務経験を有し、事業会社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しております。 以上のことから、引き続き当社グループの経営において重要事項の意思決定及び監督ができる人材と判断し取締役候補者として適任と考えております。

3	<p>(再任) たなか こうすけ 田中 耕介 (1964年3月29日生) 100,000株</p>	<p>1987年4月 株式会社リクルート入社 2007年6月 株式会社フージャースコーポレーション入社 2011年6月 株式会社フージャースコーポレーション (現株式会社フージャースホールディングス) 取締役就任 2015年5月 株式会社ひまわり (現株式会社エンゼル不動産)入社取締役就任(現任) 2020年9月 当社 取締役副社長就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エンゼル不動産 取締役 株式会社エンゼルフォレストレスリゾート 代表取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、リゾートに関するメディア事業、不動産事業などの経験を活かし、主として新規事業及びM&A事業に携わり、殊に別荘地管理事業の拡大に注力し伸長させた実績を有しております。</p> <p>以上のことから、引き続き当社グループの経営において重要事項の意思決定及び監督ができる人材と判断し取締役候補者として適任と考えております。</p>		
4	<p>(新任) しゅみや よしなが 朱宮 喜長 (1967年1月22日生) 0株</p>	<p>1985年4月 大河楽器株式会社入社 1985年10月 丸京株式会社入社 2011年10月 株式会社エンゼル入社 2023年12月 当社 執行役員就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エンゼルコミュニティ 代表取締役 株式会社エンゼルフォレストレスリゾート 執行役員</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、(株)エンゼルコミュニティ代表取締役として、グループ最大規模の従業員を統率し、リゾートマンション・別荘管理事業を展開しております。また、マンション管理業務に長く携わり、現場統制と人材運営に豊富な知見をもって経営基盤の安定化と成長戦略の実行力強化に寄与しております。</p> <p>以上のことから、当社グループの経営において重要事項の意思決定及び監督ができる人材と判断し取締役候補者として適任と考えております。</p>		
5	<p>(新任) とくはた てつじ 徳畠 哲司 (1979年2月9日生) 0株</p>	<p>2001年4月 株式会社スーパー hotlineズ入社 2014年4月 株式会社ファミリーマート入社 2019年7月 株式会社ひまわり(現株式会社エンゼル不動産)入社 2020年11月 当社取締役就任 2024年8月 当社取締役退任 2025年2月 当社へ再入社、同月14日執行役員就任 (現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は多様な業界で人事、総務等の経験を有し、2020年から2024年まで当社取締役として経営に参画した実績があります。現在、執行役員として経営企画・人事総務等の業務を担当しており、グループ戦略立案・業務改善において戦略的思考と実行力を発揮しております。</p> <p>以上のことから、当社グループの経営において重要事項の意思決定及び監督ができる人材と判断し取締役候補者として適任と考えております。</p>		

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び取締役（監査等委員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社は、2020年11月27日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の金銭報酬限度額を年額100百万円以内とする旨ご承認をいただいております。

しかしながら、当社の事業規模拡大、経営体制の強化、人材確保及び業績連動性の向上を目的として、現行の取締役の報酬枠を見直し、次のとおり改定させていただきたく存じます。

（改定内容）

取締役の金銭報酬（基本報酬）の限度額を年額120百万円以内といたします。

各取締役への具体的配分は、職務内容、貢献度、在任期間、他社報酬水準等を総合的に勘案のうえ、取締役会において決定いたします。

- ① 当社の事業規模（[2025年8月期連結売上高103.9億円]）及び今後の成長戦略における取締役の経営判断の重要性、②対象となる取締役5名が担う経営戦略の立案・執行等の重要な職責、③取締役が株価変動の利益・リスクを株主の皆様と共有することによる中長期的な企業価値向上及び株主価値の最大化に対するインセンティブ効果を総合的に勘案し、本議案は、事業報告17頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に沿うものであることから、内容は相当であると判断しております。

なお、第1号議案が原案どおり承認された場合、本議案に係る対象取締役の員数は5名となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬（非金銭報酬）枠の改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬等について、2024年11月28日開催の第4回定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権について、年額25,500,000円（上限30,000株）以内の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

しかしながら、このたび、取締役の株式報酬枠について見直しを行い、取締役に対する株式報酬（ストック・オプションとしての新株予約権）の限度額を年額85百万円以内（上限100,000株）と改定させていただきたく存じます。

- ① 当社の事業規模（[2025年8月期連結売上高103.9億円]）及び今後の成長戦略における取締役の経営判断の重要性、②対象となる取締役5名が担う経営戦略の立案・執行等の重要な職責、③取締役が株価変動の利益・リスクを株主の皆様と共有することによる中長期的な企業価値向上及び株主価値の最大化に対するインセンティブ効果を総合的に勘案し、本議案は、事業報告17頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に沿うものであることから、内容は相当であると判断しております。

なお、上限額、交付する株式の上限数及び1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限を除いては、2024年11月28日開催の第4回定時株主総会においてご承認いただいた内容に変更はありません。

また、上記の本株式報酬枠の改定について、第1号議案が原案どおり承認された場合、本議案に係る対象取締役の員数は5名となります。

2. 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)

（1）新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数 2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

・新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の総数の上限数を乗じて得た数を上限とする。

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は50株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）その他新株予約権行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日まで。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件の概要

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②本新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く。）のいずれかに上場することを条件とする。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の取得に関する事項の概要

- ①本新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で本新株予約権の全部を取得することができる。
- ②本新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、及び本新株予約権者が保有する本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(7) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会において定める。

以上

事業報告
(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の改善もあり、景気は緩やかな回復基調で推移してまいりました。一方で資源価格の高騰、物価上昇や今後の米国による関税政策の強化など、先行きは不透明な状況が続いております。

リゾートを取り巻く環境としましても、訪日外客数が過去最多となるなど活気を取り戻しております、堅調に推移しております。

当社グループにおきましては、宿泊部門では宿泊プランの見直しやイベントの開催などにより集客を図りました。冬季は豊富な降雪を追い風として、スキーエリアの客室稼働を伸ばしております。また、お客様の利便性及びコスト削減のため、セルフチェックインシステムの導入を実施いたしました。

『エンゼルグランディア越後中里』では、お客様の様々なニーズに対応できるよう、一部の客室のリニューアルを行いました。ログコテージや貸別荘等を『エンゼルフォレスト白河高原』で19棟、『エンゼルフォレスト那須』で13棟、伊豆において貸別荘を7棟増やしております。

管理部門では、マンション管理で管理棟数を16棟増やしており堅調に推移しております。別荘地管理では、2025年4月に『エンゼルフォレスト伊豆赤沢』の事業譲受により、管理を開始しております。この事業譲受により、負のれん発生益3,149,645千円を計上しております。

不動産部門では社有物件の流動性を上げるためにリフォームを実施するなどの施策を行いつつ、グループシナジーを活かした営業活動の基盤づくりを行ってまいりました。

その他、苗場酒造㈱では、生産能力と酒質の向上を目的とした新しい酒蔵が完成しました。さらに生産効率の向上と出荷拡大のための倉庫機能を持つ新棟が建設中となっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,391,415千円（前年比6.8%増）、営業利益は585,289千円（前年比107.1%増）、経常利益は573,828千円（前年比103.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,530,030千円（前年比271.4%増）となりました。

なお、当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においてコテージの建築や酒蔵の新築等を行い、その総額は860,517千円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として408,013千円の調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況

2024年9月1日付で当社の連結子会社である株式会社エンゼルは、当社の連結子会社である株式会社エンゼルホテルズ及び株式会社エンゼルコミュニティへの吸収分割並びに株式会社エンゼルフォレストリゾートとの吸収合併を実施いたしました。

当社子会社の株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月31日を効力発生日として、名鉄都市開発株式会社が営む名鉄赤沢別荘地の管理事業を吸収分割の方法により承継いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第2期 (2022年8月期)	第3期 (2023年8月期)	第4期 (2024年8月期)	第5期 (当連結会計年度) (2025年8月期)
売上高(千円)	7,561,494	8,485,321	9,729,535	10,391,415
経常利益(千円)	448,029	418,419	281,955	573,828
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	288,714	1,166,810	950,341	3,530,030
1株当たり当期純利益(円)	65.03	279.59	237.62	892.78
総資産(千円)	16,823,440	17,992,368	19,851,854	24,002,740
純資産(千円)	11,446,011	12,238,397	13,197,251	16,632,164
1株当たり純資産(円)	2,577.93	3,059.98	3,296.60	4,280.75

- (注) 1. 2023年1月10日開催の取締役会決議により、2023年2月6日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。このため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
 該当事項はありません。
 ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)エンゼルホテルズ	50,000千円	100.0%	ホテル経営
(株)エンゼルコミュニティ	100,000	100.0	不動産の管理
(株)エンゼル不動産	58,420	100.0	不動産業
(株)エンゼルフォレストリゾート	100,000	100.0	別荘地管理

- (注) 1. 当社子会社の(株)エンゼル、(株)エンゼルホテルズ及び(株)エンゼルコミュニティは、2024年9月1日を効力発生日として、(株)エンゼルを分割会社、(株)エンゼルホテルズ及び(株)エンゼルコミュニティを承継会社とする吸収分割を行いました。
 2. 当社子会社の(株)エンゼルフォレストリゾート及び(株)エンゼルは、2024年9月1日を効力発生日として、(株)エンゼルフォレストリゾートを存続会社とする吸収合併を行いました。
 3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	(株)エンゼル不動産
特定完全子会社の住所	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢一丁目 1番15号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,471,805千円
当社の総資産額	3,723,799千円

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境においては、インバウンド需要の回復が続いていること、日本政府が掲げる2030年6,000万人の訪日外国人旅行者目標を背景に、中長期的に宿泊需要が拡大する見通しです。円安の継続や地方観光地への関心の高まりも追い風となり、国内外の旅行者を対象とした宿泊事業の成長機会が拡大しております。

一方で、インフレの進行によるエネルギー価格や建築資材の高騰、人件費の上昇など、コスト増加リスクへの対応が求められています。また、海外情勢の変化や為替の変動に伴う観光需要の変化、都心回帰による一部リゾート需要の減退にも注意が必要です。

こうした状況を踏まえ、当社グループでは、インバウンド需要を確実に取り込むための販売体制強化を進めております。さらに、地域特性を活かしたブランド強化を図り、宿泊体験の質向上とリピーターの獲得を目指してまいります。

今後も、人材の採用・育成体制の拡充、業務標準化・マルチタスク推進などを通じて運営効率の向上を図り、安定的かつ持続的な事業成長の実現に取り組んでまいります。

なお、将来に関する記述は本書公表日現在の判断に基づくものであり、実際の結果は経済情勢等により異なる可能性があります。

① 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な成長を確保していくためには、経営環境の変化や業界の動向などを常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが、従来以上に重要なものであると考えております。

こうした観点から、内部管理体制の一環として、サービス最適化のためのグループ経営に関する情報の集約・共有化と適時適切な判断を行うため、取締役会による経営情報統合体制・情報管理責任者による横断的情報収集・内部監査による情報検証体制・適時開示体制などを通じ情報管理体制の一層の充実を図ってまいります。

② 人材育成

宿泊部門は人口減少や旅行需要の減退により、インバウンドの影響が少ない白河高原や那須において業績の伸び代が少なくなる可能性があります。そのため、宿泊者減少による稼働室数制御により、人件費を適正化する必要が発生した場合は複数業務を遂行することで最適化を狙う社員のマルチタスク化、サービス技術の向上などに注力する必要があります。そのため、組織変更や人材配置の変更などを行い、より効率的な組織運営を行ってまいります。

こうした観点から、少数でも精鋭として活躍してもらうべく、当社グループでの実務経験や継続的な教育を通じてリーダー人材やプロフェッショナル人材へと成長させる人材開発に取り組んでおります。

③ 不動産部門の収益力強化

不動産部門において、仕入れはリゾートマンション中心となっており、新規物件が限られています。そのため、業界における認知度を向上させシェアを拡大すること及びマンション管理部門との連携により取扱物件数を増やすことに取り組んでいくことが必要と考えております。また、別荘地に物件を新築することで供給を増やすことに取り組んでおり、安定的な不動産取得を進めております。

④ 認知度の向上とブランドの確立

当社グループの事業は、これまで業界内で競争力を高めてきたものの、より一層の認知度向上とブランドの確立が重要であります。

このような状況の中、当社グループは宿泊施設の提供地域拡大や施設の新設、リニューアル等を行い、認知度向上とブランド力の強化に努めて参りました。

広告宣伝手法の進化や多様化が進むなか、費用対効果を慎重に判断しつつ、今後もインフルエンサーの活用や公式ホームページからご予約していただくと付与される宿泊ポイントを各施設間で使用可能とすることで施設間の相互送客などを積極的に行い、ブランド力や認知度を向上させ、優秀な人材の確保及び集客力の強化に努めてまいります。

⑤ 事業多角化に伴う収益管理の強化および複数拠点における労務管理体制を含めた経営管理体制の強化

M&A等によるグループ会社や事業拠点の増加、収益源の多角化に伴う収益管理や、複数拠点における労務管理体制の強化が必要なことなど、事業拡大と同時に経営管理体制を強化していく必要があります。

そのため、複数社に別れている事業を統合するなどの効率化を図り、必要な部署には増員を行うことで経営管理体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループは当社および連結子会社7社により構成されており、リゾートに関連する事業を行っております。

部門	事業内容
宿泊部門	ホテルや民泊・貸別荘などの宿泊施設運営
管理部門	リゾートマンション・別荘地の管理
不動産部門	不動産の買取販売・不動産の仲介・賃貸管理業務

(6) 主要な営業所及び工場（2025年8月31日現在）

① 当社

本社	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢一丁目1番15号
東京本部	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号

② 子会社

(株)エンゼルホテルズ	本社	東京都千代田区
	運営施設	新潟県南魚沼郡湯沢町、福島県岩瀬郡天栄村、静岡県熱海市、栃木県那須郡那須町
(株)エンゼルコミュニティ	本社	東京都千代田区
	支店	新潟県南魚沼郡湯沢町、静岡県熱海市
	営業所	山梨県南都留郡山中湖村、長野県北佐久郡軽井沢町
(株)エンゼル不動産	本社	新潟県南魚沼郡湯沢町
	店舗	群馬県吾妻郡草津町、長野県北佐久郡軽井沢町、千葉県夷隅郡御宿町、神奈川県足柄下郡湯河原町、静岡県熱海市、静岡県伊東市、山梨県南都留郡山中湖村、栃木県那須郡那須町
	東京営業課	東京都千代田区
(株)エンゼルフオレストリゾート	本社	東京都千代田区
	熱海事務所	静岡県熱海市

(7) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
リゾート事業	298 (454)名	20名増 (22名増)
合計	298 (454)	20名増 (22名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループは宿泊部門の繁閑の差があるため、夏冬のパートタイマー、派遣社員を多数雇用しています。よって、宿泊部門の業況が臨時雇用者数の増減に関連しております。
3. 当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
38 (9)名	5名増 (-)	43.1歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比して使用人数5名増加しておりますが、これは業務拡大によるものであります。
3. 当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	801,490千円
(株) 第 四 北 越 銀 行	706,032
(株) 三 菱 U F J 銀 行	586,683
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	293,873
(株) 大 光 銀 行	203,268
(株) 大 東 銀 行	60,000

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。なお、会社の業績に応じた株主の皆様への利益還元を柔軟に実施するため、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、期末配当、中間配当とともに取締役会を決定機関としております。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株当たり1円とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大を図るための有効な投資に充当していきたいと考えております。

なお、次期の期末配当につきましては、現時点では未定であり、金額が決定次第、速やかに公表させていただきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年10月15日 取締役会決議	3,880	1

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年8月31日現在)

① 発行可能株式総数	16,000,000株
② 発行済株式の総数	4,440,000株
③ 株主数	19名
④ 大株主	

株主名	持株数	持株比率
新保光栄	2,509千株	64.68%
小千谷産業(株)	580	14.94
安藤敏幸	189	4.87
地方創生新潟1号 投資事業有限責任組合	120	3.09
田中耕介	100	2.57
海津勇一郎	80	2.06
大塚勇栄	80	2.06
新保ミイ	80	2.06
新保ゆかり	40	1.03
大澤知子	20	0.51
山崎ゆみ子	20	0.51
(有)新栄	20	0.51

(注) 1.当社は、自己株式を560千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第3回新株予約権
発行決議日			2024年12月12日
新株予約権の数			4,290個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 214,500株 (新株予約権1個につき50株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 42,500円 (1株当たり 850円)
権利行使期間			2026年12月13日から 2034年12月12日まで
行使の条件			(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 250個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所 (TOKYO PRO Marketを除く) のいずれかに上場することを条件とする。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 社外取締役及び監査等委員には、新株予約権を付与しておりません。

			第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2025年4月14日
新 株 予 約 権 の 数			3,355個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 种 類 と 数			普通株式 167,750株 (新株予約権1個につき50株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財 産 の 価 額			新株予約権1個当たり 42,500円 (1株当たり 850円)
権 利 行 使 期 間			2027年4月15日から 2035年4月14日まで
行 使 の 条 件			(注)
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 17,500株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）のいずれかに上場することを条件とする。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 社外取締役及び監査等委員には、新株予約権を付与しておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2024年12月12日
新株予約権の数		4,445個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 50株) 222,250株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 850円) 42,500円
権利行使期間		2026年12月13日から 2034年12月12日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,325個 目的となる株式数 66,250株 交付対象者数 15名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 2,870個 目的となる株式数 143,500株 交付対象者数 116名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所 (TOKYO PRO Marketを除く) のいずれかに上場することを条件とする。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

		第4回新株予約権
発行決議日		2025年4月14日
新株予約権の数		3,380個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 50株) 169,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 850円) 42,500円
権利行使期間		2027年4月15日から 2035年4月14日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,090個 目的となる株式数 54,500株 交付対象者数 18名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 1,940個 目的となる株式数 97,000株 交付対象者数 141名

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）のいずれかに上場することを条件とする。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
4. 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	新保光栄	株式会社エンゼルホテルズ代表取締役社長 株式会社エンゼル不動産代表取締役社長 株式会社エンゼルフォレストリゾート取締役会長
取締役副社長	安藤敏幸	
取締役副社長	田中耕介	株式会社エンゼル不動産取締役 株式会社エンゼルフォレストリゾート代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	細矢眞	
取締役 (監査等委員)	佐藤義幸	TMI総合法律事務所パートナー 富士興産株式会社取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	伊東幸恵子	丸駒温泉株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐藤義幸氏及び伊東幸恵子氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は、社外取締役佐藤義幸氏及び伊東幸恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、弁護士の資格を有しております、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役（監査等委員）伊東幸恵子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社では、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との充分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、細矢眞氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び取締役（監査等委員）であります。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

④ 取締役及び監査等委員の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年11月27日開催の臨時株主総会において、取締役全員及び監査等委員の報酬総額の上限額を決議しております。

当該臨時株主総会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が臨時株主総会で決議された決定方針と整合していることや、監査等委員会からの答申が尊重されていることを確認しております、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、業績及び職位等に応じて決定しております。

監査等委員の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、業績及び職位等に応じて決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	62,023千円	60,390千円	—	1,633千円	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	7,650千円	7,650千円	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	7,740千円	7,740千円	—	—	2
合計 (うち社外取締役)	77,413千円 (7,740千円)	75,780千円 (7,740千円)	— (—)	1,633千円 (—)	6 (2)

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はありません。

2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。
3. 2024年9月1日から2025年8月31日までの支給実績となります。
4. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを付与しております。当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・社外取締役佐藤義幸氏は、TMI総合法律事務所のパートナー及び富士興産株式会社の取締役(監査等委員)であります。TMI総合法律事務所及び富士興産株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ・社外取締役伊東幸恵子氏は、丸駒温泉株式会社の社外監査役であります。丸駒温泉株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。

四. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 義 幸	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にM&Aに関する会社法について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	伊 東 幸 恵 子	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に連結財務諸表作成支援、株式公開支援、財務デューデリジェンスについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任大有監査法人
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証したうえで、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行の支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任大有監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、75百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。

②財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。

③「反社会的勢力対策規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。

④「コンプライアンス規程」を遵守し、コンプライアンス体制を有効・強固なものとする。

⑤社内および社外からの通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①法令・社内規程に基づき、文書等の保存および管理を行う。

②個人情報の管理について、関連規程を整備する。

③情報管理の状況について、「情報セキュリティ管理規程」を遵守し、必要に応じて改善提案を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①重要な経営課題については、取締役会規則等の社内規程に基づき、取締役会に上程して、そ

の合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。

②リスク抑制のため、決裁者は職務権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。

③日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を定期的に開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。

②社長以下取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。

③可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役、使用人（以下、子会社の取締役等という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社の担当取締役に定期的に報告させる。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。

③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ)事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。

ロ)当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

④子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ)当社の取締役または使用人が子会社の取締役を兼務して監督し、当社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。

ロ)当社の内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用し、子会社の取締役等のための内部通報窓口を設置する。

ハ)会計監査人、監査等委員会および内部監査室は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務は使用人の中から定められた者が補助する。

(7) 前項に定める使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

第6項に定める使用人の異動、評価等は監査等委員の意見を尊重したものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。また、監査等委員会の職務を補助する際、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(8) 監査等委員会の第6項に定める使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の事務局を設置して、実効性を確保する。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制

イ)経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査等委員である取締役が出席する取締役会にて取締役（監査等委員である取締役を除く。）から報告を行う。

ロ)主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査等委員会は、隨時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。

ハ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場

合には、直ちに、監査等委員会に報告を行う。

- ②子会社の取締役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- イ)子会社の取締役、使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。
 - ロ)子会社の取締役、使用人は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役および監査等委員会に報告する。

- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知する。
- ②内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱を禁止する旨を規程に明記する。

- (11) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、当該費用を負担したまは債務を処理する。また、毎年、一定額の予算を設ける。

- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
- ②監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に隨時、相談できるものとする。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表
(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,442,322	流動負債	2,694,121
現金及び預金	15,413,586	買掛金	159,935
受取手形及び売掛金	745,230	工事未払金	44,320
販売用不動産	1,940,051	1年内償還予定の社債	126,400
商品及び製品	117,524	1年内返済予定の長期借入金	426,686
未成工事支出金	123,027	未払法人税等	248,926
原材料及び貯蔵品	33,273	契約負債	520,299
その他の	1,117,981	賞与引当金	91,090
貸倒引当金	△48,352	その他の	1,076,463
固定資産	4,560,418	固定負債	4,676,455
有形固定資産	4,122,652	社債	192,000
建物及び構築物	2,803,049	長期借入金	2,224,660
機械装置及び運搬具	106,276	預り敷金保証金	1,314,293
工具器具備品	225,595	退職給付に係る負債	7,879
土地	877,151	資産除去債務	73,753
建設仮勘定	76,683	企業結合に係る特定勘定	684,899
その他の	33,896	その他の	178,969
無形固定資産	50,581	負債合計	7,370,576
のれん	15,910	(純資産の部)	
その他の	34,671	株主資本	16,609,314
投資その他の資産	387,185	資本金	100,000
投資有価証券	267	資本剰余金	7,362
長期貸付金	48,936	利益剰余金	16,977,831
繰延税金資産	180,795	自己株式	△475,880
その他の	170,910	新株予約権	22,850
貸倒引当金	△13,723	純資産合計	16,632,164
資産合計	24,002,740	負債純資産合計	24,002,740

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2024年9月1日から
2025年8月31日まで ）

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高	原益		10,391,415
売上費	利益		2,691,361
売上総	管益		7,700,053
及業	理益		7,114,764
外収	当益		585,289
利息	金	7,479	
及手	料	2,890	
受務	入料	3,928	
助成	他	634	
土地		11,403	
		3,149	29,485
業外	用		
支払	利	33,951	
支払	数	3,000	
		3,995	40,946
常別	益		573,828
固定	益	62,638	
負の	益	3,149,645	
それ	他	35,183	3,247,466
別	失		
減損	失	53,929	
固定	損	5,375	
等調	除		59,304
税金	却		
人税	純	304,139	3,761,990
人税	利	△72,179	231,960
当期	益		
親会	主に歸属する		3,530,030
社株	当期純利		3,530,030

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	7,362	13,451,801	△374,425	13,184,738	12,512	13,197,251
当期変動額							
剰余金の配当			△3,999		△3,999		△3,999
親会社株主に帰属する当期純利益			3,530,030		3,530,030		3,530,030
自己株式の取得				△101,455	△101,455		△101,455
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						10,337	10,337
当期変動額合計	—	—	3,526,030	△101,455	3,424,575	10,337	3,434,913
当期末残高	100,000	7,362	16,977,831	△475,880	16,609,314	22,850	16,632,164

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結の範囲に関する事項

・連結子会社の状況

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)エンゼルホテルズ、(株)エンゼルコミュニケーションズ、(株)エンゼル不動産

(株)エンゼルフォレストリゾート、(株)エンゼル建設、苗場酒造(株)

(株)エンゼル観光

・連結の範囲の変更

(株)エンゼルは、2024年9月1日付で(株)エンゼルフォレストリゾートと合併したため、連結の範囲から除いております。

(2)持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・商品及び製品

主として総平均法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、一部の連結子会社では定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～60年

機械装置及び運搬具 2年～18年

工具器具備品 2年～20年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア5年（社内における利用可能期間）

のれん 5年

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループの単一セグメントであるリゾート事業においては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため代理人取引であると判断した取引については、純額で収益を認識しております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な部門における主な履行義務の内容、履行義務の充足の時期及びその取引価格は以下のとおりであります。

イ. 宿泊部門

宿泊部門においては、主に宿泊客への客室の提供、レストランでの料理等の提供等を行っており、チェックインと共に客室の使用権利は顧客へ移転していることから、チェックインした時点で履行義務が充足されるものとし、収益を認識しておりますが、連泊時については、宿泊日ごとに収益を認識しております。レストランについては、サービス提供により履行義務が充足されるものとし、サービス完了時点での収益を認識しております。なお、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため代理人取引であると判断した取引については、純額で収益を認識しております。

ロ. 管理部門

管理部門においては、主にリゾートマンションや別荘地の管理を行っております。リゾートマンションの管理は、リゾートマンションの管理組合との契約に基づき、管理員業務、清掃・設備等の管理、決算や総会運営の補助等を行っております。別荘地の管理は、管理事務所の運営、公共施設の保守管理業務、水道や温泉の提供などをを行っております。また、オーナー様へ定期清掃等の個別サービスも提供しております。いずれも収益は、顧客との管理契約に基づいて管理業務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客への管理業務の提供が一定期間にわたり、時の経過とともに充足されると判断し、契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

ハ. 不動産部門

不動産部門においては、主に顧客へマンション・土地・戸建住宅を販売する不動産の販売、不動産の売買の際に買主と売主の間で売買契約を締結させる不動産の仲介、顧客との間に締結された賃貸借契約に基づきサービス提供を行う不動産の賃貸・管理等を行っております。不動産の販売及び不動産の仲介は対象物件の契約成立により履行義務が一時点で充足されるため、当該契約成立時点で収益を認識しております。不動産の賃貸・管理につきましては、設備管理や清掃等のサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は一定期間にわたり充足されるものであり、契約に基づいた金額を収益として認識しております。

ニ. その他

完成工事の計上については顧客との工事請負契約に基づき、工事等を完成することを約し、引渡す履行義務を負います。建設事業における工事請負契約は工事の進捗に伴い、支配が顧客に一定の期間にわたり移転すると考えられるため、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用

を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「預り敷金保証金」(前連結会計年度791,730千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 180,795千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリング等を考慮して、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

今後、前提とした環境等の変化により、課税所得の見積りが変化した場合、繰延税金資産の回収可能性が異なる結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 53,929千円

有形固定資産 4,122,652千円

無形固定資産 50,581千円

②識別した科目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業所、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。各資産グループの営業損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、設備等の時価が著しく下落した場合、あるいは経営環境が著しく悪化した場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損損失の測定にあたっては、減損の兆候が把握された事業から得られる割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その回収可能価額を正味売却価額又は使用価値との比較により決定し、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画及び事業計画が策定されている期間を超えて期間についての将来予測額に基づいて算定しており、事業計画や市場環境の変化により、翌連結会計年度以降において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(3) 販売用不動産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上原価に計上した棚卸資産評価損 72,922千円

②識別した科目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの販売用不動産の多くは仕入日後1年以内に販売・引き渡しが行われますが、販売価格や立地等のニーズ調査の認識を誤った場合等に販売用不動産の保有期間が1年を超える場合があります。保有期間が長期化すると経年劣化による不具合等が発生する事実等を踏まえ、仕入日から起算して保有期間が1年を超える販売用不動産については収益性の低下が発生すると仮定して、規則的に簿価を切り下げる方法によって棚卸資産評価損を計上しております。

上記の方法及び仮定は、経済情勢や不動産市況の著しい変化等により、翌連結会計年度以降の損益に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 企業結合に係る特定勘定

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

企業結合に係る特定勘定 684,899千円

②識別した科目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

M&Aで事業継承した際に、取得後に発生することが予測される費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている環境整備費用を、企業結合に係る特定勘定として計上しております。

計上に際し、発生の可能性が見込まれる工事に関して外注業者より見積もりを入手して算出しておりますが、外注費の変動や資機材価格の変動、整備内容の変更の可能性等の不確実性があり、見積りの前提とした条件等に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において特別利益に企業結合に係る特定勘定の取崩益を認識する可能性があります。また、外注費の変動や資機材価格の変動、整備内容の変更等により見積金額が不足した場合には追加の費用が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	177,245千円
土地	32,625千円
計	209,870千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	10,020千円
長期借入金	128,569千円
計	138,589千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 10,832,088千円

※有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	4,440,000株	—	—	4,440,000株
合計	4,440,000株	—	—	4,440,000株
自己株式				
普通株式	440,500株	119,500株	—	560,000株
合計	440,500株	119,500株	—	560,000株

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加119,500株は、2025年4月14日の取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	3,999	1	2024年8月31日	2024年11月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,880	1	2025年8月31日	2025年11月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により行っております。

なお、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「工事未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「非上場株式」は市場価格のない株式等であることから、時価開示の対象としておりません。「預り敷金保証金」は市場価格がなく、かつ返済期限を見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	53,980千円	50,692千円	△3,288千円
資産計	53,980	50,692	△3,288
② 社債 (1年内償還予定含む)	318,400	315,101	△3,298
③ 長期借入金 (1年内返済予定含む)	2,651,347	2,647,026	△4,320
負債計	2,969,747	2,962,128	△7,618

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を

分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	分	時価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年内回収予定含む)		—	50,692千円	—	50,692千円
社債 (1年内償還予定含む)		—	315,101	—	315,101
長期借入金 (1年内返済予定含む)		—	2,647,026	—	2,647,026

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

元利金の合計額と当該長期貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 貸貸等不動産に関する注記

貸貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	売上高
宿泊部門	4,941,121千円
管理部門	2,130,507
不動産部門	2,396,313
その他	923,471
顧客との契約から生じる収益	10,391,415
その他の収益	—
外部顧客への売上高	10,391,415

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	595,921千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	745,230

契約負債（期首残高）	529,886
契約負債（期末残高）	520,299

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務、及び現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務を含めておりません。その結果、残存履行義務に配分した取引価格として注記すべき重要な履行義務はありません。

10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	4,280円75銭
(2) 1株当たりの当期純利益	892円78銭

11.重要な後発事象に関する注記

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社大林組が営む静岡県東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業を会社分割により承継する方針を決定し、同日、株式会社大林組との間で吸収分割契約を締結し、2025年10月1日に実施いたしました。

本吸収分割の主な内容は、次のとおりであります。

1. 吸収分割の主な目的

当社グループが保有する別荘地管理のノウハウを用いることで、当該別荘地の更なる価値向上、利益拡大を図れるものと判断いたしました。

2. 本吸収分割契約の日程

取締役会決議日	2025年3月19日
吸収分割契約締結日	2025年3月19日
効力発生日	2025年10月1日

3. 本吸収分割の方式

株式会社エンゼルフォレストリゾートを承継会社とし、株式会社大林組を分割会社とする吸収分割方式です。

4. 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

5. 本吸収分割の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	0千円
取得原価		0千円

6. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

7. 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

8. 企業結合日に受け入れる資産及び引受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表
(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流动負債	564,191
現金及び預金	950,593	1年内償還予定の社債	28,400
売掛金	563,495	1年内返済予定の長期借入金	268,925
貯蔵品	49,920	未払費用	36,951
前払費用	46	未払法人税等	5,390
短期貸付金	26,612	預り金	820
1年内回収予定の長期貸付金	200,000	賞与引当金	206,050
その他の	103,948	その他の	9,556
	6,569		8,097
固定資産	2,773,205	固定負債	1,628,809
有形固定資産	44,192	社債	129,000
建物	42,538	長期借入金	1,472,378
工具器具備品	1,654	資産除去債務	27,431
無形固定資産	1,977	負債合計	2,193,001
ソフトウエア	1,977		
投資その他の資産	2,927,036	(純資産の部)	
関係会社株式	1,867,667	株主資本	1,707,947
長期貸付金	988,436	資本剰余金	100,000
長期前払費用	12,255	資本準備金	1,742,572
繰延税金資産	23,795	その他資本剰余金	222
その他の	34,880	利益剰余金	1,742,350
		利益準備金	341,256
		その他利益剰余金	799
		繰越利益剰余金	340,456
		自己株式	340,456
		新株予約権	△475,880
			22,850
資産合計	3,923,799	純資産合計	1,730,797
		負債純資産合計	3,923,799

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	533,504
売 上 総 利 益	533,504
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	631,305
営 業 損 失 (△)	△97,800
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	126,506
そ の 他	1,659
	128,165
営 業 外 費 用	
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	22,552
支 払 手 数 料	3,000
そ の 他	391
	25,944
経 常 利 益	
特 別 利 益	4,421
新 株 予 約 権 戻 入 益	18,637
税 引 前 当 期 純 利 益	23,058
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	820
法 人 税 等 調 整 額	△19,024
当 期 純 利 益	△18,204
	41,262

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	222	1,742,350	1,742,572	399	303,593	303,993
当期変動額							
剰余金の配当				—	399	△4,399	△3,999
当期純利益				—		41,262	41,262
自己株式の取得				—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	399	36,862	37,262
当期末残高	100,000	222	1,742,350	1,742,572	799	340,456	341,256

	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△374,425	1,772,140	12,512	1,784,652
当期変動額				
剰余金の配当		△3,999		△3,999
当期純利益		41,262		41,262
自己株式の取得	△101,455	△101,455		△101,455
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,337	10,337
当期変動額合計	△101,455	△64,192	10,337	△53,855
当期末残高	△475,880	1,707,947	22,850	1,730,797

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

・移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具器具備品 4年～20年

② 無形固定資産

・定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

・従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は連結子会社に対して、経営指導サービスを提供しております。収益は、顧客との契約に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社に対する投資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,867,667千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、各関係会社の事業計画の達成状況及び今後の事業計画に基づき、回収可能性があると判断される場合を除いて減損しております。

関係会社の財政状態や事業計画等を勘案して見積りを行っておりますが、これらの見積りにおいて用いた仮定には不確実性が伴うため、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 23,795千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性について、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等を考慮して、回収可能性があ

ると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

今後、前提とした環境等の変化により、課税所得の見積りが変化した場合、繰延税金資産の回収可能性が異なる結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	6,990千円
(2)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	360,355千円
長期金銭債権	988,436千円
短期金銭債務	200,238千円
(3)保証債務等	
下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
苗場酒造(株)	92,216千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	536,720千円
営業取引以外の取引高	127,493千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	560,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,305千円
組織再編に伴う関係会社株式評価差額	21,136千円
関係会社株式評価損	37,452千円
資産除去債務	9,719千円
税務上の繰越欠損金	32,974千円
その他	1,920千円
繰延税金資産小計	106,508千円
評価性引当額	74,514千円
繰延税金資産合計	31,994千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△8,199千円
繰延税金負債合計	△8,199千円
繰延税金資産の純額	23,795千円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実行税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
連結子会社	(株)エンゼルホテルズ	所有直接100.0%	経営指導の受託 役員の兼任 債務被保証 資金貸借関係	経営指導料(注1)	199,687	売掛金	18,624
				当社銀行借入に対する債務被保証(注2)	749,960	—	—
				資金の貸付 資金の回収	— 50,871	短期貸付金 1年内回収 予定の長期 貸付金	200,000 50,871
						長期貸付金	220,982
				利息の受取(注3)	6,653	—	—
				経営指導料(注1)	88,511	売掛金	8,781
				当社銀行借入に対する債務被保証(注2)	16,670	—	—
連結子会社	(株)エンゼル不動産	所有直接100.0%	経営指導の受託 役員の兼任 債務被保証	配当金の受取	102,000	—	—
				経営指導料(注1)	87,186	売掛金	8,028
				当社銀行借入に対する債務被保証(注2)	1,477,133	—	—
				資金の貸付 資金の回収	464,413	1年内回収 予定の長期 貸付金 長期貸付金	32,620 593,793
				利息の受取(注3)	7,954	—	—

種類	会社等の 名 称	議決権等の 所 有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取 金 (千円)	引 額	科 目	期 末 残 高 (千円)
連結 子会社	(株)エンゼ ル コ ミ ュ ニ テ イ	所有 直接100.0%	経営指導の 受託 役員の兼任 資金貸借関係	経営指導料 (注1) 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注3)	86,268 — 2,000 229	7,992 1年内回収 予定の長期 貸付金 長期貸付金 —	売掛金 1年内回収 予定の長期 貸付金 —	2,000 15,999 —
連結 子会社	(株)エンゼ ル 建 設	所有 直接100.0%	経営指導の 受託 役員の兼任	経営指導料 (注1)	54,148	4,959	売掛金	4,959
連結 子会社	苗 場 酒 造 (株)	所有 直接100.0%	経営指導の 受託 役員の兼任 債務保証 資金貸借関係	経営指導料 (注1) 銀行借り入れに対する 債務保証 (注4) 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注3)	12,256 92,216 10,000 18,457 2,125	1,033 — 1年内回収予定 の長期貸付金 —	売掛金 —	18,457 157,660 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しております。
2. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。
3. 資金の貸付にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。
4. 当社は、銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、保証料等の受領は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 440円19銭
(2) 1株当たりの当期純利益 10円44銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社エンゼルグループ

取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 坂 野 英 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 甲 谷 良 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンゼルグループの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンゼルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月4日

株式会社エンゼルグループ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 坂 野 英 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 甲 谷 良 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンゼルグループの2024年9月1日から2025年8月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社大林組が営む静岡県東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業を会社分割により承継する方針を決定し、同日、株式会社大林組との間で吸収分割契約を締結し、2025年10月1日に実施した旨の報告を受けました。

2025年11月25日

株式会社エンゼルグループ

監査等委員会

常勤監査等委員 細矢 真 印

監査等委員（社外取締役）佐藤 義幸 印

監査等委員（社外取締役）伊東 幸恵子 印

（注） 監査等委員佐藤義幸、伊東幸恵子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上